

令和8年2月市議会定例会一般質問・議案質疑(再質問)の概要

【一般質問(代表質問)】

<四ツ谷 恵議員>

(1) 質問の要旨

- ・今年度、市長戦略部 戦略推進課が策定し、来年度から履行する「教育大綱」について、議員は基本理念の位置づけであることは理解された上で個別具体的な教育課題の施策についても大綱に入れるべきであるとの主張から質問された。
- ・また、教育大綱の対象期間が8年間であることを指摘し、教育を取り巻く環境は急激に変化しているため中間見直しを提案された。
なお、教育大綱の具体的な方針である「島田市教育の施策の大要」への質問までは至らなかった。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・教育を取り巻く環境は、本当に急激に変化していきます。少子化の進行とか不登校、そして、教員の不足、そうした教育の進展、これは数年単位で状況は変わっていますので、8年間という期間設定が妥当かどうかという観点から、中間的な見直しの明確な規定はあるのでしょうか。質問いたします。

答弁 (市長戦略部長)

- ・中間見直しというものに関する明確な規定というものはございません。

再質問 2

- ・社会状況が急変した場合、どのような対応で修正するのかということなのですが、その辺はどうでしょうか。

答弁 (市長戦略部長)

- ・手続論としては、総合協議会議に諮ることで、計画期間中であっても内容を変更することが可能ですが、やはり市としての教育に係る基本理念というものだと承知をしています。そうしたことから、社会状況の変化に応じて理念を変えるということとはなかなか考えづらいと考えております。

社会状況の変化に対しましては、教育大綱に掲げる方向性に基づきまして、個別計画であります、これは毎年度策定しておりますけれども、「島田市教育の施策の大要」というものの中で対応されるものだと承知しております。

まとめ

今回示された教育大綱(案)は、市民目線を掲げながらも、読み進めるほどに、子育てや教育の責任が家庭や地域、さらには子供本人への努力と重く委ねられている、そうした印象を拭えません。

もちろん、家庭も大事です。地域も大事です。それは重々承知しております。しかし、

子供の教育は決して家庭だけの責任ではないと考えます。

教育は、国、県はもちろん、島田市も含めた社会全体で支える公共の営みであると考えます。その中心に立つべき主体は、地域住民と身近に接する自治体であり、教育委員会であると思います。そして、学校です。

本市の教育大綱が、努力を求める文書ではなくて、支える覚悟を示す文書となることを求めて、代表質問を終わります。

【一般質問(個人質問)】

<瀧 好伸 議員>

(1) 質問の要旨

- ・令和5年度に静岡県教育委員会から示された静岡県版「学校・教師が担う業務に係る3分類」の内容・取り組みについて、本市の学校現場でどれだけ進んでいるか分類ごとに質問された。
- ・特に令和8アップデート小中学校版から、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する学校対応について、議員から昨年6月裾野市の公立小中学校で導入した民間のコールセンターについて、本市においても導入検討をするよう提案された。

(2) 再質問の概要

再質問1

- ・(1)の関連に入ります。静岡県版3分類の目的は教師でなければできない業務に専念できるようにするとのことですが、市として、教師でなければできない業務をどのように捉えているか、伺います。

答弁(教育長)

- ・教師でなければできない業務とは教材研究と授業の実施。
学習評価、生徒指導、進路指導、学級経営であると考えています。

再質問2

- ・教師が、これらの業務に専念することが難しい理由として、どのようなことが考えられるか、伺います。

答弁(教育長)

- ・教師の取り巻く状況が、近年大きく変化しているのは事実でございます。本来、教師が担うべき授業をはじめとする教育活動以外の業務が大変増加している現実があります。

例えば、学校では解決が難しい保護者からの要望への対応であったり、教育活動以外の指導を地域から求められるというケースの対応、これは例えばですけれども、市内にいる子供たちが公園でゴミを出していると、それを何とかしてくれというような要望とか、そこで注意していただければということなど、現実起こっています。そのような業務などが挙げられます。

このようなことから、教師でなければできない業務に専念しにくいという状況が

生まれているのが事実でございます。

再質問3

- ・この項目最後の質問として、静岡県教育委員会は、この3分類を、保護者や地域の協力を得る資料として活用することを期待しているとのことですが、3分類の内容を保護者や地域にどのように周知しているか、伺います。

答弁（教育長）

- ・島田市教育委員会では、令和7年4月に、静岡県教育委員会、また、静岡県都市教育長協議会、静岡県校長会、静岡県PTA連絡協議会が合同で提示しました、「いまどきの学校ってどうなっているの？」という文書を各家庭に配布いたしました。この文書を通して、子供たちの育ちをよりよくしていくために、地域ぐるみで学校づくりを進めていくこと、また、内容の中には、学校事務をデジタル化し、業務の効率化をしていくこと、そして改善を行っていくということが書かれており、そのような内容を周知いたしました。また、一方、学校では、学校運営協議会において、地域全体で子供たちを育てていくことへの協力を呼びかけたり、また、学校だよりや学校説明会を通して、地域や保護者に3分類に記載された内容を周知したりということを行っています。

再質問4

- ・(2)の関連に入ります。市町教育委員会は、教師の業務の適正化のために環境整備を進めることが求められているとのことですが、どのような環境整備に取り組んできたか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・教育委員会では、支援員の配置、また、地域学校協働推進員の導入のほか、ICT環境の整備や校務のDX化の推進、また、「しまいく+」ということで、この活用により、教師の業務の適正化のための環境整備については取り組んでいる状況でございます。

再質問5

- ・特に成果があったと感じる取組として、どのようなことがあるか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・特に校務のDXの推進におきましては、校内のポータルサイトの作成等の研修会を行っております。市内全ての小・中学校で、この校内ポータルサイトを設置したということができております。これまで、教師は自分の教室から職員室に戻って、予定を確認したり、または、特別教室の使用の予約をしたりしておりましたが、これからは、どこにいても、端末で予定の確認や教室の使用の予約等ができるようになり、教室を離れる時間が少なくなったということがございました。職員用のチャットを活用することにより、欠席や遅刻の連絡などがスムーズになっているという状況でございます。

再質問6

- ・学校は、働き方改革の取組状況の課題と改善のイメージを共有することを求められ

ているとのことですが、どのように共有し、改善につなげているか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・教育活動やその働き方改革につながる取組につきまして、教師または事務職員からアンケートを取りまして、課題等を出し合い、共有を図っている状況でございます。その後、話し合いを通して、改善案を考えている具合となっております。

再質問 7

- ・学校が働き方改革の取組状況を改善し、業務削減につながった事例があれば、具体的に教えてください。

答弁（教育部長）

- ・学校におきましては、例えば行事の在り方についての話し合いや、行事の目的に合わせた時間、あと内容の見直し、子供にとっても教師にとっても無理のない開催の方法をについて、改善した学校があると聞いております。
- ・また、前年度の日課につきまして、課題を出し合いまして、会議の回数や終了時刻、清掃の時間を変更することで、放課後に教師が授業の準備に専念するというような時間を生み出している学校もあると聞いております。

再質問 8

- ・(3)の関連に入ります。各学校の改善方針の取組状況や改善の進捗について、教育委員会としてどのように把握し、必要な支援につなげているか、伺います。

答弁（教育長）

- ・教育委員会としては、各学校から提出されてきます学校経営書やホームページに公開されているグランドデザイン等から改善方法、方針を把握することができます。

また、静岡県教育委員会が行っています業務改善「夢」コーディネーターによる働き方改革の推進という取組があるのですが、これはあまり聞き慣れない言葉ではあるのですがけれども、若手の教員を中心にして、若手の視点で、業務についていろいろと見ていくと、そして働き方改革を提言したり推進したりするという取組でございます。

このような取組の中で、各校が業務改善の工夫や成果をグーグル・クラスルームというところに投稿することになっていまして、これによって各校の取組状況を見ることもできます。

また、教育委員会は、支援として、業務改善が推進されると思われる学校の取組を全校に紹介したり、市内全部の学校に紹介したりという取組も行っています。

また、島田市の場合は、グーグルとの連携をしていますので、ICTスキルアップ研修など、業務改善を進める上で必要だと思われる研修をグーグル・フォー・エデュケーションと連携して定期的に行って能力そして技能を高めております。

再質問 9

- ・(4)の関連に入ります。ここからは、3分類の具体的な内容について伺います。

教員の負担軽減の評価や効果をどのように把握しているか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・校長会や教頭会、また、教員の代表の方との話し合いを通しまして、把握をしているというような状況でございます。このほか、各校から毎月提出していただいている時間外在校等時間の集計の結果からも業務改善の効果を測ることができる状況となっております。

再質問10

- ・続いて、「基本的には学校以外が担うべき業務」を担っている地域ボランティアや学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進委員からの意見や要望、感想等、何かありますか。あれば教えてください。

答弁（教育部長）

- ・学校につきましては、いろいろな方々から御支援をいただいております。本当にありがたいことだと思っております。

まず、登校を見守っている方からの御意見ですが、子供たちに元気に学校に通ってほしいという願いを持っている方や、子供たちの挨拶から元気をもたらしていると、そういうふうなやりがいの声を聞くこともございます。

一方で、地域ボランティアの方をコーディネートをしている地域学校協働活動推進員の方からは、地域の方とのつながりをすごく感じるというふうな声とともに、推進員の存在をもっと知ってもらいたいという要望もいただいているような状況でございます。

再質問11

- ・スクールサポートスタッフの役割や子供たちとの関わりはどのようになっているか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・この役割につきましては、学校のニーズ、または、本人の得意によって多少の違いがありますが、主には事務作業という形になっております。

原則、子供への指導ではなく、例えば授業で使用する教材作りのお手伝いであったり、プリント類の印刷等の業務を行っていただいております、このような業務につきまして、スクールサポートが担うことは、教師にとりましては、子供と向き合う時間が生み出せるということに大きくつながっている状況でございます。

再質問12

- ・次に、部活動について伺います。

地域クラブへの展開までの間、顧問教諭の負担軽減を図るため、活動方針をどのように整理しているか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・部活動の活動方針につきましては、本市で作成をしております島田市立中学校部活動の方針に基づきまして、中学校の校長会と、また教育委員会で協議を行い、整理をしているという状況でございます。

例えば、平日では週3回以内の活動とすることや、週休日は原則として土曜、日曜のいずれか1日とすること。また、大会日程等から、土日の両方とも活動した場合は、代替の休養日をできる限り近い週で設定するなど、顧問教員にとって、子供にとっても、過度な負担にならないように、活動日数を見直ししているような状況でございます。

再質問13

- ・(5)の関連に入ります。先ほども言いましたが、2月5日の第3回総合教育会議を傍聴させていただき、その中で、島田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についての報告があり、教頭、主幹教諭、教務主任の時間外在校等時間が大幅に上限を超えているということを知りましたが、このことについて、幾つか質問します。

最初に、具体的にどれだけ上限を超えているか伺います。

答弁（教育部長）

- ・まず、時間外在校等の時間の内容でございます。

教育長から、先ほど説明したとおりでございますが、まず、1か月平均45時間が上限となっております。これに対しまして、昨年度の、例えば市内小・中学校の教頭のこの時間外在校等時間につきましては、1か月平均で約66時間でございます。それと、主幹教諭または教務主任につきましては、1か月平均は約64時間ございました。

再質問14

- ・教頭、主幹教諭、教務主任の時間外在校等時間が多い原因はどのように捉えているか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・例えばそれぞれ担当業務がございます。そちらのほうが、まずはあるということと、これに加えて、出張者や病気等休んだ教師、この代わりに授業に入ったり、あと来客の対応をしているというようなことを聞いております。また、教室に入れられない子供たち、けがや気分が悪くなった子供たちの対応をしている。また、それに加えて、会議や研修会の準備等を行い、放課後にLINEする保護者等の対応もしているというようなこともございまして、このように時間外在校等時間が多くなっているような傾向でございます。

再質問15

- ・教頭、主幹教諭、教務主任の時間外在校等時間を少しでも減らすために、業務をどのように整理できると考えているか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・まずは、担当業務の率化を図ることが大きいのではないかと考えております。これを基に基づきますと、時間外の在校等時間を減らすことが可能ではないかと考えております。
- ・このほか、教頭、主幹教諭、教務主任は、事務量、事務的な業務が多いことでもご

ざいますので、本市では、昨年度から今年度にかけて、校内ポータルサイトの作成、先ほども御説明させていただきましたが、この研修やA Iの活用研修等も行っております。校務のD X化というものを進めている状況でございますので、これも踏まえて、少しでも減らすことができると考えております。

再質問16

蛇足になりますが、先週の静岡新聞の記事に、2018年に自殺した小学校教諭の1か月の時間外労働が最長で約98時間ということでした。全くあり得ない数字だと思います。こういう犠牲者を出さないよう、教育委員会としてもしっかり監督していただきたいと思います。

- ・(6)の関連に入ります。志太地区では、校務支援ソフトを共同導入しているとのことですが、校務支援ソフトの名称や機能、導入効果を伺います。

答弁（教育部長）

- ・志太地区で共同購入したソフトでございますが、この名称につきましては、「デジタル校務」という名前でございます。子供の学籍や出欠席、また評価、保健に関することなど、様々なデータを蓄積する機能があります。それと、名簿や通知表の作成、出欠席の管理等で時間の短縮につながっております。
- ・また、蓄積されたデータを集約いたしまして、学級全体の情報を一覧できるという機能も加わっておりまして、1か月間の学校全体の欠席者も、すぐに分かるようなシステムでございます。
- ・また、志太地区共通で購入したということもございまして、この地区内の異動であれば、改めて操作方法を覚えることもなく、スムーズに仕事に、また取りかかることができるという効果も1つあるかと考えております。

再質問17

- ・静岡県版3分類の令和8年アップデート、小・中学校版が1月に示されました。新たに示された3分類では、基本的には、「学校以外が担うべき業務」として、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の、学校では対応が困難な事案への対応を加えています。このことについて、市としてどのような整備を進めていくのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・現在、市内の小・中学校につきましては、例えば電話についてですけれども、18時以降は音声による対応としております。また、録音機能を備えた学校も、整備しているという状況でございます。
- ・今後ですけれども、過剰な苦情等の対応につきましては、学校外への窓口の設置、苦情対応のマニュアルの作成等、いろいろと研究をして考えていきたいと思っております。

再質問18

既に御存じのように、昨年6月、裾野市の公立小・中学校13校で、保護者や地域住民からの相談窓口として、民間のコールセンターを試験導入しました。民間の専

門家による窓口を設置することで、学校では対応が難しい時間の早期解決や業務の効率化により、教職員が児童生徒と向かい合うことのできる時間を増やすことを目的としました。島田市も、このような窓口ができることを私は強く望みたいと思います。

この点は、現場の先生方において、業務の効率化もそうですが、心の精神的な負担やストレスを一掃する力強い味方になるものと思います。ぜひ、よろしく願います。

- ・教師のメンタルヘルス支援体制について、カウンセラーの活用や相談体制はどのようになっているか、伺います。

答弁（教育長）

- ・教職員のメンタルヘルスの支援体制ですが、まず、スクールカウンセラーへの相談が挙げられます。スクールカウンセラーといいますと、子供が対象と思いがちですけれども、教師も相談することができるようになっています。

また、公立学校共済組合における心の健康相談事業、そして静岡県教育総合センターにおける教育相談、教職員互助組合におけるメンタルヘルス相談など、相談体制は幾つもありますので、整えられていると考えております。

再質問19

- ・教師のメンタルヘルスに対して管理職はどのように対応しているか、伺います。

答弁（教育長）

- ・まず、管理職ですけれども、教職員の小さな変化を見逃さないように、日常のコミュニケーションを大切にしています。少し様子がおかしいなと思ったら、できるだけ早めに声かけをしたり、様子を聞いたりという対応をしております。

また、教師がどのようなことでも話すことができるように、管理職は授業を参観に行ったり、学級経営をしつつ、日頃から心理的な安全性を高めるように、個人的な心の関わりというものを大切にしています。

また、もし万が一、精神的な不調により、教員が病院等に通院することになった場合、校長は、その教員に同行し、特別に医師の許可をもらって、本人の許可をもらってですけれども、正確な現状と今後回復のための助言等を聞いて、それに対応しているというのが現状でございます。

再質問20

- ・現場における3分類のこれまでの取組状況は、どの程度を達成されていると評価するか、伺います。

答弁（教育長）

- ・どの程度まで言われると、なかなか難しいところではあるのですが、静岡県版「学校・教師が担う業務に係る3分類」というところには、働き方改革を推進するための19の項目が記載されています。

その中で本市においては、16の項目について着手しています。令和8年度から、先ほど申しましたように、島田市立学校の業務量管理・健康確保措置実施計画による

取組も始まりますので、これまで以上に地域・家庭が一緒になって学校づくりを進めていきたいと考えております。

まとめ

教員の本来の仕事は、授業づくりや学習指導、生徒指導、そして学級経営を通して子供たちの成長をしっかり支えることです。その質を高めるためには、授業研究や、授業準備に十分な時間を確保することが欠かせません。

しかし、現状では、学校行事の準備、保護者対応、部活動指導など周辺業務が増え続けており、教員が本来の業務に集中しにくい状況が続いています。

こうした課題を解消するためにも、静岡県版の「学校・教師が担う業務に関わる3分類」の意図を改めて明確にし、業務適正化の実効性を高めていくことが必要と考えます。

まず、第1に、この3分類の目的は、教員が担うべき業務と教員以外でも対応できる業務をはっきりさせ、役割分担を進めることにあります。この趣旨が現場に十分浸透しているか、また、学校ごとに運用の差が生じていないか、丁寧に検証していただきたいと思えます。

第2に、働き方改革の観点から、教員の負担を軽減するための環境整備をさらに進めるべきと考えます。特に事務職員や支援員、外部人材の活用、そしてICT化の促進など、教育以外が担える業務を計画的に移していくことが重要です。

第3に、現場の声を継続的に吸い上げ、3分類の運用状況や課題を把握する仕組みを強化していただきたいと思えます。

【一般質問(個人質問)】

<青山真虎議員>

(1) 質問の要旨

- ・不登校、いじめが過去最多を毎年更新していることを踏まえ、島田市のいじめの推移とその対応を確認された。
- ・その後、島一小について、現在解消している北部四校と統合した当時のPTAの問題について説明され、学校側への配慮を要望された。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・小・中学校のいじめの件数、3年間の推移を教えてください。それからいじめが起きたときの対処の仕方、具体的に謝罪させるとか、こういったものがあるか、1つだけでいいので、事例を教えてください。

答弁 (教育長)

- ・全国的にもいじめの問題が取り沙汰されておりますけれども、本市におきましても、

いじめの関心の認知件数はたくさんあります。

まず、いじめについての定義をさせていただきますが、いじめ防止対策推進法第2条に書かれているのですが、まずいじめの定義にのっとりまして、被害者が心身の苦痛と感じた事案について、どんな小さないじめであっても積極的に認知を行い、いじめの早期発見、早期対応を行うということになっています。

その上で、議員の御質問の3年間の小・中学校におけるいじめの認知件数についてお答えをしたいと思います。まず、令和5年度は小学校165件、中学校84件、計249件。令和6年度は小学校162件、中学校121件、計283件。令和7年度2月現在ではありますが、小学校248件、中学校51件、計299件となっております。

対応ですけれども、まず、両者にどのようなことがあったのかきちんと話を聞きます。その上で、どのように対応していったらいいのか、そして保護者と学校と連携して対応しているという形で行っております。

(まとめ)

平成8年、3件。私が学生の頃はいじめというのはあまりなかったのです。焼きを入れるとか、締めるというのはよくありましたが、これは当時、いじめに換算されなかったみたいですね。当時はいじめというのは、陰湿なものはそこまでなかった、陰口とかSNSでとか、そういうのがなかった。少し意見として幾つかお伝えさせていただきます。島田第一小学校のいじめの事例を私の子供たちに調査をしてもらったのです。そしたら、もう物すごい数の意見が出てきました。その内容を多分、教育長、教育部長は御覧になっていると思います。紙面にしたので。

それから差別に近いものがありまして、北部地区の保護者、PTAの役員を決める際、本来であれば経験者は免除されるはずだったのですが、北部の保護者さんは、PTAの役員をやったにもかかわらず免除されなかったといったことで、差別みたいなことを受けたという相談もありました。そういった配慮もぜひお願いをしたいと思います。向谷から下流域のほうは、共創社会で、北部地区は、いわゆる共生社会と言ってもいいでしょう。生き方とか生活、考え方が違うものですから、やはり少し違って当たり前なのです。そういったことも配慮していただきたいなということで、意見としてお伝えをさせていただきます。

【一般質問(個人質問)】

<天野 弘 議員>

(1) 質問の要旨

- ・議員は、県外視察をした大和市や函館市の市民交流センターが良好に運営され、市民が集いやすい施設であったことから、これを踏まえ、本市の公民館及び図書館の運営などの考え方について質問された。

(2)再質問の概要

再質問（包括1）

- ・公民館、図書館の現状と、今後の運営管理についてであります。公民館は社会教育法に基づき、実際生活に即する教育学習及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進を図ることを目的に設置されています。ここに設置されています責任者はどのような立場の職員か、何か特別な資格が必要なのか伺います。

答弁（教育部長）

- ・公民館におけるこの配置の責任者につきましては、やはり館長になります。館長につきましては、その施設に配置される専任の職員という位置づけで配置をするような予定となっております。また、資格があるかと。特に特別な資格を持っていないかというお話だったと思います。こちらにつきましては特にございません。ただ、ほかに社会教育関係、公民館関係につきましては、社会教育主事等の資格がございまして、公民館を含めた社会教育全般に係る資格という資格がございまして。

再質問（包括2）

- ・一方、コミュニティーセンター、本市では、ふれあいセンターと呼んでいますが、この施設は地方自治法に基づく公の施設として、より幅広い目的の利用が可能とされています。市民の目からは同じ施設と思われそうですが、違いは何か伺います。

答弁（教育部長）

- ・ふれあいセンターにつきましては、地域のコミュニティーの活動の推進など、地域福祉の向上を目的に設置されているものでございます。また、公民館につきましては、社会教育法に基づき、住民の教育の向上、健康の増進等を目的に設置されているというものでございまして、このように目的は異なりますが、市民からのというお話でいきますと、市民の皆様にとってみては大きな違いはない施設でございまして。

再質問（包括3）

- ・本市には公民館の類似施設として農村環境改善センター、地区センターが設置され、さらにホールを有するプラザおおるり、金谷生きがいセンター夢づくり会館、川根文化センターチャリム21がありますが、ホールを持つこの3つの施設は公民館類似施設になっていませんが、その違いは何でしょうか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・先ほど申し申し上げましたとおり、公民館、この類似施設につきましては、社会教育法に基づく規定の中でも、目的を達成するために設置されている施設でございまして。この社会教育法の中では、公民館やこの類似施設は営利を目的とした事業は行えないという点につきまして、この施設との差ということで区別、また管理をさせていただいているような状況でございまして。

再質問（包括4）

- ・この3つの施設は、いずれも既に指定管理者に委託し、指定管理運営が行われています。なぜこの施設は指定管理者による管理運営ができていないのか、公民館及び類似施設がなぜ指定管理者に委託されていないのか理由があれば伺いたいと思います。

答弁（教育部長）

- ・前回11月定例会でも申し上げさせていただいたとおりなのですが、来年度から金谷公民館におきまして、指定管理者制度から市直営に戻すという決断をしたところでございます。繰り返すにはなりますが、このようなことも踏まえまして、現時点では公民館の指定管理者制度の導入につきましては、慎重に考えさせていただきまして、今のところは考えていないという状況でございます。

再質問（包括5）

- ・公民館は自主事業として、セミナーや講習会などが企画され、合計で年間800回前後が開催されているとの答弁でありました。どのような内容のセミナーや講習会が行われているのか、それを企画し、そして運営するのは公民館の職員なのか、運営協議会的な組織なのか、伺いたいと思います。

答弁（教育部長）

- ・公民館で開催をしている講習会につきましては、ターゲットとなる年齢層やニーズによって様々なことで企画をしているところではございますが、例えば料理教室や健康・体力づくりなどの講座なども行われておりまして、この辺りが人気であると聞いております。最近の新しいものでいきますと、資産運用の講座も開催をしていると聞いております。

この企画は誰が実際には企画をしているかという御質問でしたが、こちらにつきましては、公民館職員が企画をしておりまして、講師等、依頼をした上で実施しているという状況でございます。最近では、民間事業者が社会貢献の一環としまして社会教育講座を実施しているというような御協力をいただいている状況もでございます。

再質問（包括6）

- ・そしてこのような活動に地域差はあるのかも併せて伺います。

答弁（教育部長）

- ・公民館ごとの地域差はないと考えておりますが、施設ごとといたしまししょうか、特色のある事業は展開することがありますので、例えばその地域にまつわる歴史講座などは、若干、その特色などということで違う講座を開いているような公民館もあるというところは御報告をさせていただければと思います。

再質問（包括7）

- ・公民館以外の施設で自主事業を行う義務的なものがあるのか伺います。

答弁（教育部長）

- ・義務というものはございません。ただ、公民館の類似施設ということもございまして、社会教育法の目的に沿って事業を展開しているという状況でございますので、法に規定している定期講座や体育関係、またはリクリエーション等の集会は開催している状況でございます。

再質問（包括8）

- ・1月に私たちが視察した函館の亀田交流プラザでは、委託された企業の本社に運営のノウハウがあり、その経験値や情報を基に自主事業を行っているとのことで、民間委

託へのメリットが出ていると思われました。指定管理者に委託した場合のメリットは、民間活力により一層効率的、効果的な運用ができるとの答弁でありました。であれば、指定管理者に委託すべきではないでしょうか。デメリットとして、コスト削減によりサービスの質の低下があることを挙げていますが、十分な指定管理料や定期的なチェックがあれば防止できると思われます。ここで重要な点は、効率的、効果的よりも、市民にとって魅力的な施設であることが重要ではないでしょうか。年間延べ約15万人の市民が公民館を訪れ、利用しているとの答弁がありました。全国的には統計上、平均で2人弱の方がこの公民館を利用していることになっていますので、当市の利用が決して少ないわけではないと思ひます。もっと利用者を増やす必要があるとは思ひますので、何かお考えがあれば御答弁をお願いしたいと思ひます。

答弁（教育部長）

- ・引き続きにはなりますけれども、利用者からのアンケートを行っております。こちらにつきまして、参考にさせていただいた中で、魅力のある講座を企画していきたいと考えております。また、来年度からにはなりますが、社会教育主事を社会教育課の中に配置する予定でございます。施設間の連携や相乗効果を期待しております、この配置によりまして、さらに利用者の増につなげていきたいと考えております。

再質問（包括9）

- ・全国で公民館のコミュニティー化が進んでいると言われております。国においても、公民館のコミュニティー化を推進していると聞いております。この点について、何か考えがあれば伺いたいと思ひます。

答弁（教育部長）

- ・既に六合公民館や初倉公民館につきましては、もうセンターとしての機能を有しているところでございます。そういったところから考えますと、現時点では公民館をセンター化することは考えていないという状況でございます。

再質問（包括10）

- ・当市では、重層的支援体制整備事業、名称しまwithが一昨年から始められ、着実に実績を積んでいますが、この事業は3本柱、相談支援、参加支援、地域づくりからなり、最後の地域づくりが大変重要とも言われています。地域で生活困窮者などの支援を行っていくこととなりますが、自治体によっては、従来の公民館の機能を拡大し、受皿になっています。愛知県の長久手市では、地域共生ステーションとして重層的支援事業の地域づくりの拠点になっています。それ以外にも、高齢者あんしんセンターなどの機能を集約することも考えられるのではないかとと思ひます。教育長の答弁では既に放課後児童クラブ、こども食堂などをこれらの施設で現在行っているところもあるということでありましたが、これはあくまで場所の提供であり、機能や役割の拡大ではないと考えられます。公民館や類似施設に重層的支援事業や福祉的事業の窓口や機能を設置する考えはないか、伺ひます。

答弁（健康福祉部長）

- ・それでは、公民館に関する御質問が健康福祉部のほうで1つございました。公民館や

類似施設に重層的支援事業や福祉的事業の窓口を設置する考えはあるかという内容だったと思います。こちらについてですけれども、本市において、現状におきましては市内6か所に設置している高齢者あんしんセンターが、現在、しまWithにおける相談支援窓口として機能を担っていること、また高齢者あんしんセンターは、地域包括支援センターとして地域における総合相談窓口、または地域におけるネットワーク構築などの業務についても仕様書に定め、市から委託をし、対応していること。これらのことから、新たな福祉的事業の窓口の設置は考えていないという状況です。

再質問（包括11）

- ・図書館であります。当市には合併前から3つの図書館がありますが、現在、相互の連携がどのように行われているのか伺います。

答弁（教育部長）

- ・島田図書館、金谷図書館、川根図書館ということで3つの図書館がございますが、この図書館、どの図書館でも、借りた本やCD、DVDを返却することができることになっております。また、予約時には受け取り先として希望の図書館を選択できるよう連携を図っているような状況です。また、図書館の運営につきましては、各図書館の代表の職員が毎月、会議を実施しておりまして、各館の状況、課題について情報共有を図るほか、本や雑誌の資料の購入につきましては各館で行っておりますが、それぞれ所蔵している本をシステム上で確認をした上で、さらにその多くの種類、満遍に本を購入できるというような工夫をして連携を図っている状況でございます。

再質問（包括12）

- ・図書館の充実が市町村の文化の充実度を示すと言われていた時期もあります。しかしながら、情報の電子化が進んでいる現在、図書館機能の必要性をどのように考えるか、大変難しい課題と思われま。地方自治体がそれぞれの図書館を設置している理由は何でしょうか。御答弁をお願いします。

答弁（教育部長）

- ・義務等は発生しておりません。しかしながら、社会教育法または図書館法に基づきまして、住民の文化、教育を推進し、情報や学びの場を提供するために、島田におきましては設置をしている状況でございます。

まとめ

今年1月に視察した神奈川県大和市の文化創造拠点シリウスでは、ドアを開け、ホールには当市にも出店している有名なカフェがあり、ホールは読書する人、コーヒーを飲む人などでにぎわってました。シリウスは飲食が自由で、各階が図書館にもなっており、通路にも蔵書がずらりあり、閲覧所も充実し、さらに子供を遊ばせるあるいは預かるなどのコーナーもあり、若者、高齢者、親子連れなど本当の交流の場、楽しめる場になってました。また、函館の亀田交流プラザは、公民館や交流センターなどが統合した施設で、玄関を開けると、やはりホールにはカフェがあり、多くの人たちが読書や学習をしたり、いずれの施設も企業と地元をよく理解している地元の団体とがパートナー企業をつくり、指定管理者になってました。企業のノウハウと地元の知恵が一緒にな

って運営され、お互いのメリットが発揮されていると感じました。島田市にもこのような施設があればよいと強く感じました。市役所の建て替え時に市役所周辺をにぎわいの場にするとの構想がありました。市役所の駐車場の緑地に最近、キッチンカーが出店するなど、以前とは大分違った雰囲気が出てきています。隣接するプラザおおりがイベントや会議の施設だけでなく、にぎわい施設、市民の場所になればよいと強く感じた次第であります。

そして、予定していた質問内容は以上であります。若干、時間が余りましたので、答弁の中で、少し引っかけるところがありましたので、私見を述べさせていただきます。

公民館も先週、生涯学習のフェスティバルがあって、大変すばらしいステージ、そして展示物がありました。大変、皆さんが活用していることは十分分かります。ただ、当然その中には輪に入れない方もたくさんいるのだらうと。そういう人たちも利用できる施設があればと。それはどういう施設かいうと、あまり縛りのない、ふらっと行ってふらっと帰れるような施設があればいいと思って、今回、質問させていただきました。御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【一般質問(個人質問)】

<石川 晋太郎 議員>

(1) 質問の要旨

- ・空調機の設置が遅れている学校の特別教室（特に理科室）について早期の設置を要望され、財源になる「財政調整基金」及び「学校施設整備基金」の目的や積立て、取り崩しなどについて確認された。
- ・議員は、特に理科は将来に直結する重要な科目と認識しており、理科室への設置について特段の要望を出された。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・理科室の空調について、厚生教育常任委員会でもこれは議論しています。あと、PTAの皆様との意見交換会の中でも出たものです。あと学校施設の現地調査、これは厚生教育常任委員会でかけているのですけれども、その意見交換の場でもこれやはり出てきたところもあって、これを挙げています。
- ・この理科室の空調がこれまで設置が遅れてきた理由について伺いたいと思ひます。

答弁（教育部長）

- ・本市の設置状況の推移ということから御説明をさせていただきますと、まず、それこそ児童・生徒がいる普通教室、こちらのほうの空調を設置していたということでございます。そちらのほうが終わる次第、その後にはなりますが、急増する特別支援学級教室の空調機の設置、その後に音楽室と老朽化した空調機を中心に更新工事を行っていたという状況でございます。
- ・今お話がありました理科室、この理科室を含む特別教室についての設置状況でござ

いますが、音楽室やパソコンはもう既に設置済みでございます。次に、低学年の児童が使用することの多い図書室、こちらのほうの空調機の設置を今優先していたというような状況でございます。理科室の設置につきましては、今年度、令和7年度から整備のほうを始めているという状況でございます。

再質問2

- ・令和7年度2月補正に繰越明許として計上されました小学校4校の理科室空調設置費用を改めてお伺いします。

答弁（教育部長）

- ・今回の補正におきましての繰越明許費で計上させていただきました小学校の費用でございますが、全体では3,276万6,000円を計上させていただいております。この内訳でございます。六合小学校につきましては1,000万円。六合東小学校につきましては853万6,000円。島田第五小学校につきましては703万円、五和小学校につきましては720万円を計上させていただいているところでございます。

再質問3

- ・令和7年度島田市当初予算の概要によると、令和7年度末の学校施設整備基金残高は約4億4,900万円、今回1.5億円積立てとなっておりますが、学校施設整備基金の在り方であったり、過去5年程度の積立てであったり取崩し状況、併せて学校施設整備基金の使い道、これを伺います。

答弁（教育部長）

- ・学校施設整備基金につきましては、小・中学校及び学校給食センターの施設整備に充てる目的で設置をされているものでございます。

その後、積立てのお話ございました。積立額につきましては、遡って令和2年度から御説明いたします。令和2年度が1億13万4,000円。令和3年度が1億5,627万3,000円。令和4年度が1億5,011万3,000円。令和5年度が2億11万7,000円。令和6年度が1,837万円でございます。

また、取崩しの額ということでございました。こちらも同様に、令和2年度が2億円。令和3年度が1億1,600万円。令和4年度が1億6,000万円。令和5年度が2億円。令和6年度が1億1,200万円ございました。

使い道というお話でございます。学校施設整備基金の使い道でございますが、先ほどの学校のお話がありましてとおり、小・中学校の施設の改修に関わる工事費、こちらのほうをメインにさせていただきまして、このほか令和2年度から令和6年度にかけては、島田第四小学校、島田第一小学校の建築事業費に充てられている状況でございます。

再質問4

- ・今後学校施設整備基金の積立てや取崩しに関して、どのように考えているか伺います。

答弁（教育部長）

- ・全体では、財源的な中で判断するというところでございますが、今後の学校施設整備基金の積立てにつきましては、やはり小・中学校の施設が老朽化等をし

ているところもございますので、その改修に係る工事費については、やはり大変重要なものだと考えております。

また、取崩しにつきましては、やはり子供のいる施設でございますので、子供の安全・安心を最優先に考え、有効的に使っていきたいとは考えているところでございます。

再質問5

- ・残り7校への空調設置費用は現在調査中とのことなので、令和8年度当初予算には間に合いませんが、財政調整基金等を活用して、今後速やかに教育環境を整えていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・空調の設備、学校の施設の設備に係る基金でございますが、この点につきましては財政調整基金ではなく、学校施設整備基金のほうを活用していくこととなります。このため、この学校施設整備基金に加えまして国や県の補助金等を活用しつつ、財源のほう確保し、可能な限り早急に整備をしていくと考えているところでございます。

まとめ

今回題材としては理科室への空調設置。なぜ私がこの理科室と言っているのかということ、もちろん家庭科室も美術室もついていないのですけれども、ついている割合が少ないのですけれども、やはりこの理数2科目というのは、この国の将来に直結する重要な科目という認識があるので、理科室とさせていただきました。やはり暑い中では授業ができません。室内の教室ではできないというところで、もちろん当局からしてみれば、限られた財源の中でやっているという、それは私も理解しているのですけれども、この理科室に関しては、特段の御要望をさせていただきたいと思っております。

【一般質問(個人質問)】

<横山 香理 議員>

(1) 質問の要旨

- ・小・中学校におけるネットトラブル(タブレット、スマホ)の状況を確認し、子ども保護者、教師への研修等の指導状況を確認された。
- ・特に生成AIについて、夏休みの宿題の利用の有無も確認された。

(2) 再質問の概要

再質問1

- ・小・中学校の保護者に対して、現在スマホ講座は行われているか伺います。

答弁（教育長）

- ・スマホ講座というのは、やはり保護者にとっても、そして児童・生徒にとってもとても大事なものであると捉えています。学校で児童・生徒を対象とした講座を定期的に行いますけれども、その際に保護者に参加を呼びかけたり、定期的に授業参観もありますので、その授業参観のと

ところで、児童・生徒と保護者が一緒に講座について学ぶ機会をつくったりということをしています。保護者だけではなく、子供だけではなく、やはり一緒に学ぶことによって指導がするといったことができるようになります。

さらに、家庭教育学級というものがありますので、その中で、スマホやオンラインゲームのルールづくり等をテーマに話し合うといったことも行っています。

再質問2

- ・情報モラル教育に関して、GIGAスクール導入直後と現在とではどんなふうに変化しているのかというところを伺います。

答弁（教育長）

- ・インターネットとかGIGAスクールというところについて、メリット・デメリットがあるという話を先ほど議員からいただいたのですけれども、本市の場合は、導入直後から現在まで一貫して、現代社会においてデジタル機器とかインターネットの利用を抜きにして成り立つことは考えられないということをもとに前提にしております。
- ・その中で、これらの機材をうまく使って、役立てるために必要な能力を身につけて、さらに、問題が起こったときに、その解決方法をどうしたらいいのかという、考える力を養うといった、デジタルシチズンシップ教育と言われてはいますが、そのようなことをずっと推進してきております。

再質問3

- ・生成AIの使い方で、例えば夏休みの宿題なんかで使用されたと分かった事例はあるかどうか。併せて、使用範囲の指導はされているか伺います。

答弁（教育長）

- ・今まで夏休みの課題で生成AIが使用されたということについて、正確に使われているかどうかと分かった事例はありません。

ただ、市からは「家庭における生成AIの利用について」という通知を出しまして、生成AIにつくらせた例えば文書とか作文等を自分の成果物として例えば提出しても、著作権保護の観点からこれは不正行為に当たりますよといったことや、その活動を通して学びを得ることはできませんということや、自分のためにもならないという指導をしております。

不適切な利用につながらないように、家庭での見守りをお願いしているところでございます。

まとめ

ネットトラブルに遭わないためには、使う側がどうすれば安全に利用できるのかをよく知って、上手にネットと付き合える賢い消費者になること、それから高い倫理感がなお一層求められていると思っています。

啓発活動を日頃から行っているにもかかわらず、相談件数が増加していますので、正しい知識の下に、正しく怖がるのが大切で、トラブルに遭う前にはどこかで必ずブレーキをかけるポイントがあります、ブレーキをかけるポイントを決して見逃さな

い、外さない、こうした観点にも重きを置いて、いま一度、啓発の仕方だったりとか発信の仕方の見直しをお願いするとともに、今後も地道な啓発活動をしていただきますように重ねてお願いして、次の質問に移りたいと思います。

【議案質疑】

<石川 晋太郎 議員>

(1) 質問の要旨

- ・令和8年度当初予算中「中学校部活動の外部指導者等の派遣に要する経費」について詳細を確認するとともに、その内、学校部活動の地域展開に係る事業費及び事業内容について確認された。
- ・特に令和9年度夏に向けて取り組むべき内容について確認された。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・国のほうは、学校部活動を地域クラブへ移行するために、令和8年度からの6年間で、原則全て学校部活動において地域展開の実現を目指しているとのことでした。令和8年度の事業展開を伺います。

答弁（教育部長）

- ・まず、来年度4月からはなりますが、学校教育課の中におきまして、地域クラブ活動推進室というものを新たに新設させていただき予定でございます。専任の職員2名を中心としまして、事業展開を進めていきたいと考えております。令和7年度におきましては、種目ごとに、令和9年度の着地点をどこに持っていかかということで、具体的には、休日の活動を行う合同部活動とするのか、それとも地域クラブ活動とするのか、その辺りを定めてきております。これを受けまして、来年、令和8年度では、この着地点に向かいまして、種目ごとに推進委員会を開催し、継続的に準備を進めてまいりたいと考えております。このうち合同部活動を目指す種目につきましては、エリア制での試行的な活動を行いながら、令和9年度の活動がスタートできるよう、引き続き準備を進めていきたいと考えております。また、地域クラブ活動を目指す種目、こちらにつきましては、円滑な活動の実施・実現に向けまして、島田市認定地域クラブガイドラインというものを公表いたします。スポーツや文化、その活動の受皿となる認定地域クラブをさらに増やしていきたいと考えております。

再質問 2

- ・関係者、これは、学校、競技団体または活動団体、保護者からは、どのような意見が挙がっているのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・まず、学校からにつきましては、先ほどの中体連のお話でございます。大会のルールなど、今後こういうのはどういうふうな関係になっていくのだろうかというお話があったり、平日と休日で指導者が異なるというのは子供が混乱してしまうのではないかという声が挙がっております。また、保護者からは、エリア制になった際、遠くの学校まで誰が送るのか、送迎をす

るのか、お金の負担はどうなるのかというふうな声が挙がっております。
あと受皿となる団体の一部でございますが、地域人材の高齢化によりまして、休日の指導や運営母体となる団体の運営を継続して行うことが厳しいというふうな意見もいただいているところでございます。

こういったものに対しまして、丁寧に対応していきたいと考えております。

再質問3

- ・令和9年度夏に向かって、教育委員会として取り組むべきことを伺います。

答弁（教育部長）

- ・この令和9年度に向かっての教育委員会の考え方、取り組むべきものということで御質問をいただきました。

主には4点を考えております。

1つ目は、学校部活動の地域展開について、情報提供を積極的に行っていくということをも1つ考えております。

2つ目は、多様な団体との連携を進めながら、休日の指導者の確保をしていくということを考えております。

3つ目、教員の兼職兼業の仕組みを確立していくということを考えております。

4つ目になります。国の補助制度の活用をさらに検討をしていくということで、この4つにつきまして、主に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

<井上 篤 議員>

(1)質問の要旨

- ・議案「島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例」における、屋内運動場の冷暖房使用料について、使用料の積算根拠及び運用について確認された。

(2)再質問の概要

再質問1

- ・冷暖房使用料の積算根拠が燃料費相当額との答弁ですが、積算根拠という言葉の意味合いに算出した金額の妥当性を示してもらいたいという意味合いですので、改めて質問しますが、燃料費相当額の積算根拠を伺います。

答弁（教育部長）

- ・まず、最初に、冷暖房の使用料、これは燃料費の相当の額ということでの算出根拠についてです。

まず、暑さが厳しい夏季、夏ですね、屋内運動場の空調機器が最大出力で稼働した場合に必要な燃料費をまずは算出、考えております。

さらに、半面を使うか、また、全面の利用を使うかというその利用状況を踏まえ、過去の一般団体等の活動実績を勘案した上で積算をしているような状況でございます。

再質問2

- ・料金を設定するに当たり、先行して導入している他市町の料金等を参考にしなかったのか、伺う。

答弁（教育部長）

- ・こちらにつきましては、他市町の同様の施設の状況を確認しているところではございますが、結果としましては、現行の単価を反映して、燃料費相当額を使用料とさせていただいているところでございます。

再質問3

- ・片面使用について伺いますが、2つの団体が申し込んだ場合、エアコン利用の意見が分かれた場合、料金や使用の有無についてはどうなるのか、伺います。

答弁（教育長）

- ・まず、コートが2面できる屋内運動場におきまして、別々の団体に貸出しした場合です。空間を仕切ることができないのが屋内運動場でございます。片面のみという形で空調を効かせることは物理的に不可能でございますので、決まった曜日、時間帯で活動している団体同士が、事前に空調設備の利用について御相談をしていただければと考えております。

再質問4

- ・今回の料金設定について、利用頻度が高い利用団体に利用可能な金額かどうかなど、事前に意見を聞いたのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・料金設定につきまして、ガス・電気の燃料費相当分ということとさせていただいておりますので、利用団体等に事前にお聞きすることはしてはおりませんが、今後、利用状況、利用頻度が高い団体が出席を予定しております利用者地区別調整会議の中におきまして、空調機器の具体的な使用方法や使用料について丁寧に説明をしていきたいと考えております。

再々質問1

- ・気温の下がる夜間の使用や連続した使用で既に温度が下がっている場合、また、季節によっては空調を使用しなかったり暖房の場合もあると想定されますが、今回の積算根拠は、暑さが厳しい夏季に屋内運動場の空調機費が最大出力で稼働した場合に必要な燃料費を算出していますが、積算根拠として実態に即しているのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・小・中学校の屋内運動場でございます。断熱材等性能が低いものの施設でございます。外気温に影響を非常に受けやすいような構造となっておりますので、やはり最大出力というのは、機会としては多くなるのではと考えておりまして、こちらを基本としております。

ただ、冷暖房使用料につきまして、今後も実態に即した燃料費等になっているかということをしつかりと調べさせていただいた上で、必要に応じて改定を検討していき

いと考えてはおります。

再々質問2

- ・2つ目。体育館の使用に関して、スポーツ少年団など公共性のある団体は、使用料が免除されています。今回の空調使用料に関しては、免除がありません。市として、公共的・公益的団体に対して免除の検討は行わなかったのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・施設の使用料を免除している団体はございますが、この免除につきましては、例えば、今、施設の使用料を免除している団体が、令和6年度におきまして、予約の約70%の方になっていまして、その70%が免除をされていると、免除団体になっています。これをそのまま冷暖房使用料に免除という形を取りますと、やはり大きな金額が発生するというものでございます。不足する燃料費分を市が賄うというのは、なかなか厳しいものと考えておりまして、現段階では、冷暖房の使用料については、免除は対象外とさせていただいているところでございます。

再々質問3

- ・団体間で空調利用を相談ということですが、意見が分かれた場合はどうなるのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・定期的に利用している団体方には事前に説明をさせていただく。先ほども御説明しましたが、利用者地区別調整会議、この中でも事前に御説明をしているところでございますが、反対等の御意見はいただいているということもございまして、ある程度、一定の御理解をいただいているとは考えております。

再々質問4

- ・平常時から一緒に活動する団体以外の利用者が半面ずつ利用することになった場合は、どのように想定しているのか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・要は、それこそ意見が最終的にも分かれてしまったというような団体かと思えます。この場合につきましては、やはり事前に調整が効かないという結論に至った場合については、それぞれの団体が申請した内容に応じまして、料金の請求をさせていただく方針を考えているところでございます。